

※総第 014670号001公館宛

※昭和 61 年 3 月 22 日 11 時 39 分 秒受付

暗 略

秘
無 期 限
Y Y Y Y Y

(回覧番号)

電 信 案

電信課長
A

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 アジア局長
審議官
参事官
北東アジア課長
地域調整官

※発電係 1 2
起案 昭和 61 年 2 月 19 日
起案者 鈴木 (5) 電話番号 2420

(※印欄内は電信課記入)

協議先 首席事務官

在 韓国 御 巫 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名 ツシマ
対馬・壱岐における元朝鮮半島出身者埋葬遺骨問題

主管・文書記号 ア北 ※電番 第268号 大至急 至急 (優先処理) パターン・コード

転電・転送・転報 在 大使・総領事あて 大至急 至急 普通 (優先処理)

(80字)

往電ア北が 268 号に因り、

(昭和六〇・十一・一改正)

※
01467045 優先 KANKOKU 漢

GB-1

外務省
(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

1. 今般本件遺骨の返還問題に從來より肉心を
有している森井忠良衆議院議員(社)より、北東
アジア課に対し、次の通り内々連絡及び依頼
越した。

(1) 本件は人道的見地より、いつまでも放置あ
る訳にはいかず早急に外務・厚生両省の発
掘した遺骨及び民間団体の発掘した遺骨双
方を韓国政府に返還すべきものと考えてい
る。

(2) 自分(森井)は從來より外交ルートで本
件遺骨返還のための交渉を行ってゐること
は承知してゐるが、最近韓国国会において新
民党議員の本件に関する質問に対する韓国
政府の前向きな答弁があった事に因りてい
る。

(三〇〇十)

え。

(3) 更に、昨年来より、本件遺骨の早期返還に対
する在日韓国居留民団（広島県地所本部）
からの強い要望もあり、自分（森井）が直接
訪韓し、韓国側関係者と協議しても良いと思
っている。

(4) また、自分（森井）は社会党議員ではある
も、本件が人道的な問題でもあり、党幹部への
根回しは済んでいないが、党への訪韓手続き
は許可されるものと考えている。

(5) ただ、韓国政府が自分（森井）の訪韓を認
め、更に関係当局と本件遺骨返還に関し協議
あることが可能となるかどうかは内題と考
えており、外務省より内々韓国政府の意向を
打診して頂くべく、右依頼する次第である。

以上は上記の森井議員の意向を内々韓

外務省

GB-3

(三〇〇)

3.
国政府に打診ありたく、先づの反応等回電あ

りたし。

モリイ

なお本電は森井議員の訪韓につき、同議員
からの依頼に基づき、単に韓国政府の意向を随
認するものであり、また冒頭引用往電は日本
政府として韓国政府の対応を向うものであ
るところ、韓国側に説明ある際は右留意あり
たし。

(3)